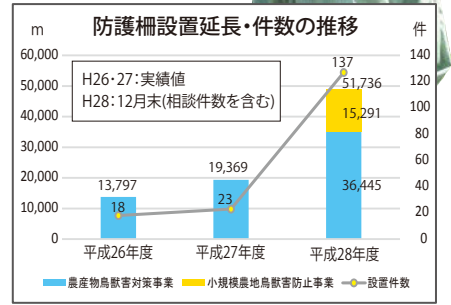
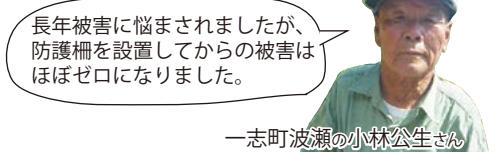
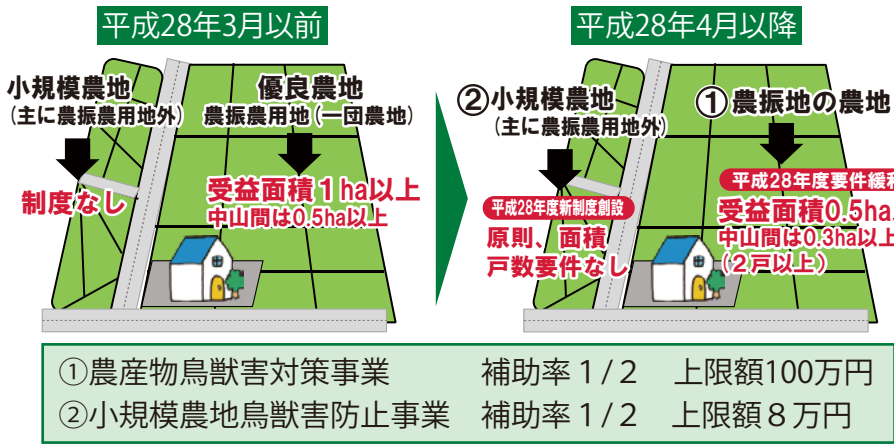




防護柵設置補助要件の緩和と新制度の創設

防護柵は、これまで一定のまとまった農地を補助対象としてきましたが、地域の皆さんから面積要件の緩和や小規模農地への補助制度の要望が寄

せられたことから、全ての農地を獣害から守るため、従来の補助要件を見直すとともに新たな制度を創設しました。



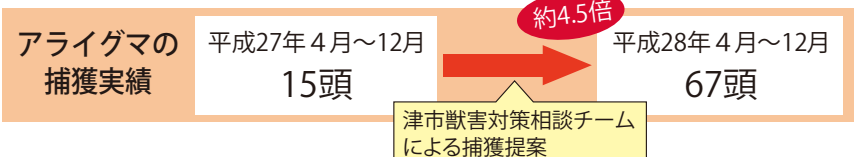
小動物の被害対策強化

小動物による農作物の被害が増えており、特にアライグマによるものが市内全域に広がっています。果樹園での被害のほか、家屋の天井裏にすみ着くなど生活環境に関わる被害も増えており、津市では被害を減らすため、対策を強化しています。



平成27年2月に「津市アライグマ・ヌートリア防除実施計画」を策定

- 狩猟免許のない人でも一定の条件を満たし届け出をすることで捕獲が可能に
- 小動物用捕獲檻を貸し出し (貸出用の捕獲檻数：52基、これまで延べ75回貸し出し)



今後の取り組み

- ▶ 市民の皆さんが「被害が減った」と実感できるまで対策の推進を強化
- ▶ 市街地などに出没するサル等の追い払いの強化と新たな対策を検討
- ▶ 津市獣害対策相談チームによる柵の管理方法や、柵が設置できない脆弱箇所からの侵入防止対策の提案
- ▶ 津市獣害対策相談チームが協議会立ち上げに伴う活動をサポート
- ▶ アライグマなどの小動物による被害防止のため、さらなる捕獲を推進

これからも被害防止に力を入れていくよ!

